**平成23年度　南三陸町津波被災者生活支援センター運営業務委託　仕様書**

**１　業務名**　南三陸町津波被災者支援センター運営業務委託

**２　目的**

　　地震・津波被害者の生活の場となる避難所及び応急仮設住宅での生活支援を行い，町民の安全・安心の確保と復興への意欲醸成を図ることを目的とする。ここで行われるさまざまな支援活動は，コミュニティーよる自主的活動に発展するように支援することを常に念頭にした，地域力の醸成を基底にしたものとする。

**３　業務内容**

　（１）津波被害者支援センターの運営に関すること

　（２）津波被害者支援サテライト・センターの運営に関すること

　（３）福祉仮設住宅の支援に関すること

　　各業務の詳細は別添のとおりである。

**４　委託期間**

　この業務の履行は、契約締結日の翌日から平成24年3月31日までとする。

**５　　事業の実施方法**

（１）　事業の実施

　　　　①　南三陸町津波被災者支援センターの運営は，別紙組織図による事務分掌を基

に行うものとする。

　　　　②　各事業の具体的実施内容は，事前に事業計画書を提出し町の承認を得るもの

とする。

　　　　③　委託業務の遂行に当たっては、町の担当者と十分協議を行った上で実施する。

　　　　④　事業内容は，事業実施の経過を見ながら，必要に応じて甲乙協議して仕様書

に適時修正を加えて行うものとする。

　　　　⑤　業務の遂行上疑義が生じた場合は、速やかに町の担当者に申し出て、その指

示を受けるものとする。また、当仕様書に定めのない事項については、その都度協議をするものとする。

　（２）　事業実施報告

　　　　①　津波被災者支援事業の受託者は，毎月末に各種事業日誌を提出する

　　　　②　南三陸町は，毎月末に提出される各種日誌等の確認を持って事業の履行確認

を行う。

**津波被災者生活支援センター運営事業委託内容の詳細**

**Ⅰ　津波被災者支援センター運営事業**

**１　総務班**

　①庶務担当

　　・給与旅費に関すること

　　・予算管理に関すること

　　・労務管理に関すること

　　・庁舎及び車輌管理に関すること

　②連絡調整担当

　　・行政機関と仮設住宅団地との連絡調整に関すること

　　・避難者把握に関すること

　　・一次・二次避難所支援に関すること

　　・仮設設備の管理支援及び支援物資に関すること

　　・行政，関係機関との連絡調整に関すること

　　・地域支え合い体制づくり協議会に関すること

**２　生活支援班**

　①要援護者支援事業の助言及び調整に関すること

　②日常生活相談事業の助言及び調整に関すること

**３　コミュニティー活動支援班**

　①地域活動支援の助言及び調整に関すること

　②マスコミ・学術調査の窓口及び調整に関すること

**４　福祉仮設住宅支援班**

　①日常生活支援に関すること

　②介護サービスの利用支援に関すること

　③緊急時対応に関すること

**Ⅱ　津波被災者支援サテライト・センター運営事業**

**１　要援護者支援**

①介護予防・健康づくり事業等の補助に関すること

・各種保健事業実施に際しての準備及び整理の補助を行う

・各種保健事業に関する啓発及び実態把握に関する補助を行う

・各種保健事業に関する町民の日常活動支援を行う

・地域支援事業（介護保険法）地域自立生活支援事業（高齢者の生きがいと健康づくり推

進事業）の補助を行う

②軽度生活支援（会食・配食・移動等）に関すること

・要援護者の毎食の負担軽減と栄養状態の改善を図り，各自の自立状態に応じた頻度で配

食を行う

・孤立化・孤独化の防止とコミュニティー形成支援を図り，必要な頻度で会食を行う

・通院，買い物に関する定期送迎支援を行う

・通院，買い物に関する乗り合い互助システム（地域通貨等）の運用を行う

・飲料水の配達等，力仕事となる日常生活必須物資の補充を行う

・生活ゴミの搬出，家電利用に関する不具合（電池交換等）等の支援を行う

③自殺対策事業の補助に関すること

・日常生活行動をつうじて，失業，借金等自殺のリスクに関する気になるケースの早期把

握及び関係機関との連絡調整を行う

・自殺対策事業に関する啓発及び実態把握に関する補助を行う

④巡回見守り支援に関すること

・定期の居宅訪問を行い，各種相談に応じる

・世帯情報の把握及び管理を行う

・引きこもりやアルコール依存等，気になるケースの早期把握を行う

・親族及び近隣とのつながりを形にして，孤立化・孤独化の防止を図る

⑤行政手続き等の支援に関すること

・行政情報を把握し，複雑な行政手続きに関する解説を行う

・行政手続きの付き添いや代弁等の支援（代行はしない）を行う

**２　生活相談支援に関すること**

①生活相談に関すること

・定期の居宅訪問を行い，各種相談に応じる

・引きこもり，アルコール依存，自殺等の兆候の早期把握を行う

②行政手続き等の支援に関すること

・行政情報を把握し，複雑な行政手続きに関する解説を行う

③就労支援に関すること

・就労を可能にする条件整備に関する支援を行う

・就労に関する情報（ハローワーク取扱い外）の収集を行う

・キャッシュ・フォー・ワークの促進に関する支援を行う

④行政情報・生活情報の提供に関すること

・行政情報・生活情報を収集し解説を加えて提供する

**３　仮設住宅団地内活動支援に関すること**

①集会所活用支援に関すること

・自治会を支援して集会所の有効活用を図る

・自治会活動の活発化を図り，各種集会等の手伝いを行う

②地域交流サロン等の設置・運営支援に関すること

・団地内の交流サロン設置及び運営の手伝いを行う

・居場所づくりの設置及び運営の手伝いを行う

③ミニコミ誌の編集発行に関すること

・顔の見える関係づくりを図り，ミニコミ誌を編集発行する

・住宅地図を作成する

・地域全体としての復興意識の醸成を図り，団地内の情報発信を行う。

**４　生活環境支援に関すること**

①ボランティアの受入調整に関すること

・自立に向けた支援への転換を意識したボランティアの受入調整を行う

・ボランティアとの協働による地域づくりを行う

②地域交流支援に関すること

・他地域，他市町村等との交流の支援を行う

③引っ越し等支援に関すること

・転入・転出に関する荷物の搬入を支援する

・転入・転出に関する諸手続の手伝いを行う

④生活環境整備に関すること

・自治会が行う共同作業（団地内清掃等）の支援を行う

・防犯活動の支援を行う